

「臨時福祉商品券給付事業」の精算について

1 概要

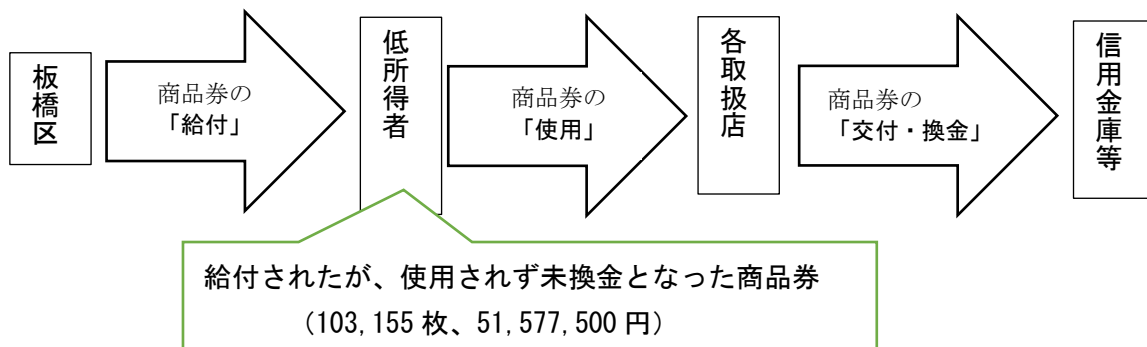
令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、会計検査院の現地検査の結果、板橋区商店街振興組合連合会（以下、振連）との委託契約により実施した「臨時福祉商品券給付事業」について、精算方法が事業目的からして不適切な状態であることが判明した。

これを受けて、委託先に対して、概算払いした委託料のうち、信用金庫において換金されることがなく給付された商品券の金額（51,577,500円）について、返還の協議を行ったが、全額返還の意思を確認するには至っていない状況である。

2 会計検査院現地検査における指摘事項

臨時福祉商品券給付事業として、1枚500円の区内共通商品券の発行等に係る業務を振連に委託し、区内共通商品券（1,773,060枚）を対象者（88,653人）に給付した。

しかし、対象者へ給付され、期限までに使用されなかった103,155枚に係る商品券相当額51,577,500円について精算をしなかったことから、振連に当該額が滞留した状態となった。



そのため、会計検査院より、1「使用期限まで使用されなかった商品券を精算する仕組みが整理されていない」、2「商品券の未使用分が事務委託先等に滞留している」との指摘があり、低所得者への緊急の生活支援及び地域における消費喚起という目的のために臨時交付金が充当されたことにはならず、適切ではないとの意見がだされた。

また、内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院指摘を踏まえた留意事項等」において、「商品券等の未換金相当額が換金等の事務を委託している者（商工会等）に滞留している場合は、未換金相当額等を地方公共団体に返還させること」と記載されたところである。

なお、区は、振連に対し、対象となる金額について返還の請求を行っている。

3 商品券未換金枚数及び金額

商品券給付枚数	1,773,060枚	金額 886,530,000円	①
商品券使用枚数	1,669,905枚	金額 834,952,500円	②
商品券未使用枚数	103,155枚	金額 51,577,500円	(①-②)

4 主な振連と区との主張の違い

区は、振連との委託料の返還にあたり、意見の照会をしており、振連と区との主張の違いは以下のとおりである。

(1) 契約について

振連) 契約は適正に履行しており、振連には問題がないと認識

区) 精算が未了であり、この状態では違法な随意契約となる可能性が高い

(2) 仕様書の考え方について

振連) 低所得者に給付した枚数が交付数である

区) 契約の目的からして、交付とは信用金庫等における換金した枚数が交付数である

(3) 返還について

振連) 理事会及び総会の議決が前提だが、現在、保有する残額と税務署に納付した税金の還付分をあわせた4,500万円あまりが返還の可能な範囲である

区) 返還については全額(51,577,500円)の返還を求める

このほか、区から振連に対して、精算が仕様書どおり行われているとの主張から、現在の精算方法が違法な随意契約とならないことの法的根拠を求めているが、回答がない状況である。

5 今後の対応

これまで、対象となる金額の返還について協議を行ったが、振連から全額返還の意思を確認することはできなかった。区としては、引き続き、全額の返還に向けた働きかけを行っていくが、状況に進展が見られない場合には、法的措置を含め対応を図っていく。